

チャランケ通信 第186号 2017年8月14日

「チャランケ」とは、アイヌ語で談判、論議の意、「アイヌ社会における秩序維持の方法で、集落相互間又は集落内の個人間に、古来の社会秩序に反する行為があった場合、その行為の発見者が違反者に対して行うもの、違反が確定すれば償いなどを行って失われた秩序・状態の回復を図った」（三省堂『大辞林』より）

元参議院議員 峰崎直樹

危険極まりない、北朝鮮とアメリカトランプ政権の対立、先鋭化

北朝鮮の金正恩とアメリカトランプ政権との間の厳しいやり取りが進展しており、今後の行方がどうなっていくのか、国際社会が固唾を飲む展開になりかねない状況ではある。北朝鮮の核・ミサイル開発を巡り、お互いに威嚇しあっている。アメリカ側は「体制が崩壊する行動をやめよ」と言えば、北朝鮮側は「グアム沖にミサイル4発」を打ち込む計画を発表すねなど、お互いに一步も引かないやり取りが進展しており、不測の事態が生じかねない危険性がある。

トランプ大統領が8日、「世界が見たこともないような炎と怒りに直面するだろう」と述べたことに対して、北朝鮮側はグアム沖にミサイル4発を撃ち込むことの詳細な計画(その中には島根、広島、高知各県の上空を飛行する事を明言)を明らかにし、「トランプ氏の妄言はわが砲兵の神経を逆なでした。グアム島包囲射撃を人民に公開することも検討する」と朝鮮人民軍司令官が声明を発し、計画実施の決行に向けた駆け引きはチキンレースの様相すら帯び始めている。

もちろん、外交による交渉に向けた努力も進められてはいるものの、問題は北朝鮮の挑発とも取れる際どい発言に対して、トランプ大統領の発言がエスカレートし続け、不測の事態すら懸念され始めている。もっとも、アメリカは議会が大きな力を持っており、それほど簡単に戦闘状態になるとは思えないのだが、どんなハプニングがあり得るのか、危険極まりない話ではある。

日本の防衛大臣、今回は《存立危機事態》という認識、集団的自

衛権行使も可能性に言及

この問題に関連して、日本の防衛大臣の発言に注目が集まり始めている。10日に開催された衆・参外交防衛委員会の閉会中審査の中で、小野寺防衛大臣が北朝鮮のミサイル発射について、自衛隊が集団的自衛権を行使できる《存立危機事態》にあたる可能性に言及した事である。存立危機事態については、2015年に制定された「安全保障関連法」が定める「武力行使の新3要件」を満たすことが条件になっている。3要件とは、

- ① 本と密接な関係国に武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされるなどの明白な危険がある
- ② 他に適当な手段がない
- ③ 必要最小限度の実力行使、
を指す。

もし本当にこうした事態に直面し、実際の軍事的な攻防を始めれば、国民の中から集団的自衛権行使にたいして容認する世論が反射的に沸き起こることが十分に想定されるわけで、日本国憲法の平和主義に大きな風穴が開く危険性が生じてしまう。今の保守陣営の中の一部には、こうした事態を「得たりやおう」とばかりに突き進むことが予想されるだけに、国際的な話し合いのテーブルを設定するよう、外交的努力を繰り返して行く必要がある。どんな事があったとしても、武力衝突だけは、絶対に避けねばならない。

民進党代表選挙、今回の事態についての真摯な論戦を

こういう状況の下で、民進党は代表選挙を迎えている。9月1日が投票日を迎えるだけに、冷静な判断が関係者に求められるのだが、安全保障政策が一つの焦点に浮上してくることが予想される。これまでの前原、枝野両候補とも、この問題について正面から取り上げようとしていないのだが、もし軍事的な動きが出てくるとなれば逃げることはできまい。それぞれの候補者が、正々堂々と論陣を張り、どう日本も含めた北東アジアの安全保障の仕組みを作り上げて行けるのか、今後の事態の推移と共に民進党内の論戦にも注目して行きたい。

東芝は一体どうなっているのだろうか、問われているのは日本の

原子力行政ではないのか

さて、東芝問題がクローズアップされてきた。8月10日、東芝の2017年3月期決算の有価証券報告書が関東財務局に提出された。PwC あらた監査法人(以下あらた監査法人とする)から、おおむね妥当とする「限定つき適正」の監査意見が付され、ようやく遅れていた監査報告書提出まで漕ぎつけた。結果として、純損益が9650億円の赤字で、今年3月末の債務超過額は5529億円になった。ここに至るまで、担当の監査法人から監査意見が付けられない異常な事態が続き、延び延びとなってきた背景には、アメリカ原発事業に関連した巨額損失の認識時期を巡って、あらた監査法人と東芝との間で対立が生じたためである。今回あらた監査法人は、損失処理の誤りを指摘しつつも、決算全体の信頼性を否定する「不適正」意見に踏み込まなかった。ただ、不正を防ぎ、決算を適切

に実施する点を評価する「内部統制監査」は「不適正」を表明しており、指摘された経営者の責任を含め、今後どうこの問題が取り扱われるのかは不明なままになっている。株主総会での論議に委ねられるだけでいいのだろうか。

問題の発端は、東芝によるウェスティングハウス社の買収にある

何が問題なのだろうか。背景には、東芝が進めたアメリカの原子力関連企業ウェスティングハウス(WEC)社の買収に要した巨額の買収費用と、生み出した実際の価格との差額、いわゆる巨額の「のれん代」がある。WEC社は、今年3月29日米国連邦倒産法第11条(チャプター11)の申請を行っており、この時ののれん代は確定損失(東芝がこうむった損失額は、通算で何と1兆5900億円にも及ぶ)となっている。さらに、東芝傘下に収めたWECの配下で、アメリカ大手エンジニアリング会社CB&Iの子会社(S&W)の買収なども進めており、その買収によるのれん代も含め、抱えた損失も極めて膨大なものになる。さらに、問題は深刻で、この間の関連した損失に対して、集団訴訟や損害賠償請求など、それこそ東芝という絶好の財布を目指して、様々な金銭がらみの問題が累積されてくるわけだ。

ウェスティングハウス社及びその子会社の損失の認識を、東芝経営者は何時認識していたのか、

今回のあらた監査法人の監査に於いて、この子会社の抱えた巨額なのれん代や損失額を、東芝本社がいつの時点で認識していたのかが大きな問題だったことも付け加えておこう。おそらく、WEC自体は子会社であるS&W社の損失は認識していたはずで、WECを買収した東芝も認識していなければ、それ自体が経営責任上大問題になる。詳しいことは省略するが(今回、『世界』8月号に寄稿された細野祐二会計評論家の論文「東芝はどこへ行くのか」を参考にさせて頂いた)、このWEC社の買収によって東芝がとてつもない大損をした(させられた)のである。政府・経産省が、原子力カルネッサンスと称して背後から強力に音頭を取っていた事を見逃してはならない。

原子力発電産業は、いまや花形ではなく斜陽に属するのでは

もともと、スリーマイル島原発事故やチェルノブイル原発事故により、欧米の多くの国では原子力が魅力ある花形産業ではなくなっていた中で、わが国が、経産省主導の国策として原子力発電を輸出産業にまで引き上げようとしたことを記憶されているだろうか。その後米国では、米国の同時多発テロと日本の東日本大震災の影響を受け、米国原子力規制委員会(NRC)による新規原発の許認可

が格段に厳格化され、WEC やその子会社が建設していた原発は、設計変更や許可審査やり直しを迫られ、それに伴う建設費用負担が重くのしかかって赤字を累積させたことも見ておく必要がある。

東芝は、会社更生法の適用に踏み切るべきだ！それを阻止してい

るのは政治であり経産省ではないのか、世耕大臣の重大責任

東芝は、今後押し寄せる損害賠償関連の問題をどのようにして解決していいのか、当面はドル箱となっている半導体事業を売りに出し、その利益を損失に充てることによって、差しあたったの課題である来年 3 月期決算で債務超過を解消しようとしている。ただしその前提は、半導体事業売却の利益に法人税率の課税がかかってくれば、目算は狂ってしまう。早く、WEC の再生計画をアメリカ側に認定してもらわなければ、半導体の売却益の中から赤字額が経費として相殺されないのだ。また、半導体事業の買い手の交渉も円滑には進んでいないようで、各国当局との独禁法違反の調整も残るなど、これまた東芝を悩ます当面の問題として重くのしかかってくる。

さて、この問題を考える時、東芝がなぜ会社更生法の適用を申請しないのか、という素朴な疑問にぶち当たる。鳩山政権時代に日本航空の再建に携わったことがある。その時、航空事業を運行しながら会社更生法を適用して、株式の無価値化や膨大な借金の棒引きなど、一気に再建が進んだことを思い出す。東芝は、なぜ会社更生法を適用して 2 兆円を超すとも見込まれる巨額損失を、出来る限り圧縮して再生を進めて行かないのだろうか。

そこに立ちはだかるのが、政治の壁である。世耕経産大臣は今年 3 月中旬に訪米し、WEC による米国連邦倒産法の申請についてお伺いを立て、その了解を得ているようだ。そこで世耕大臣が米国政府に約束させられたのは次の 2 点だったと会計評論家の細野祐二氏は見ている(前掲細野論文「東芝はどこへ行くのか」119 頁)。

- ① チャプター11 の下で、米国政府の融資保証 83 億ドルが支払われないこと
- ② 再生 WEC における米国民の雇用が損なわれないこと

なんと、倒産会社における雇用費用までも東芝の負担になるなど、大盤振る舞いもやり過ぎではないか、と言われている有様である。WEC で建設中の原発 8 基は中国、インド、英国の原発プロジェクトであり、それらの国から出てくる様々な追加要求にもこたえなければならなくなっている。

これから押し寄せる損害賠償請求や買い戻し請求など、遮断できる

のは会社更生法だけなのだ

つまり、東芝が会社更生法を申請できないのは、世耕大臣がこのアメリカまで出向いて足枷をはめられてしまったからなのだ。おかげで倒産できない東芝には、株主からの損害賠償請求や合弁先企業持分買戻し請求が次々と押し寄せ、さらには今後、米国政府の融資保証の代位弁済請求、並びに、中国、インド、英国からの追加原価の請求が避けられない。会社更生法は、これらすべての請求を遮断できる法的な措置なのだ。

日本は、早く原子力からの離脱を図るべきではないか

こうした動きの一端を見るにつけ、日本の原子力行政が抱え込んだ深刻な問題が垣間見えてくる。これからも、引き続きエネルギー分野での原子力ルネッサンスを打ち出しながら、虚構と詭弁を重ねて行くのだろうか。一刻も早く、原子力からの離脱に向けた真摯な努力を目指していく以外にないのではなからうか。時あたかも、これからの日本のエネルギー政策の長期指針見直し論議が始まろうとしている。今こそ、その基本に立ち返っての見直しを進める時だと思う。